

長野県本人確認情報保護審議会 傍聴要領

1 傍聴の手続き

- (1) 長野県本人確認情報保護審議会(以下「審議会」という。)の会議の傍聴を希望する者は、会場受付で氏名及び住所を記入の上、会議の開始までに所定の席に着席すること。
- (2) 傍聴希望者が、傍聴席の数を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定すること。

2 傍聴者の遵守事項

- (1) 傍聴者は、静粛に傍聴することとし、発言したり、拍手その他の方法により賛成又は反対の意向を表明したりしないこと。
- (2) 傍聴者は、会議の撮影、録音等を行わないこと。
- (3) 傍聴者は、上記のほか、会議の支障となる行為をしないこと。
- (4) 遵守事項に違反した場合には、傍聴を認めないこと。
- (5) その他、審議会会長の指示に従うこと。

3 取材者の特例

取材目的(新聞、テレビ等の媒体を使用し、広く県民等に会議の内容を知らしめる目的でのものに限る。)での傍聴については、
2の(2)の規定にかかわらず、1の(1)の際にその旨を申し出た上で、
所定の場所において撮影等を行うことができるものとする。

4 その他

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例の規定等により、審議会会長が会議の一部又は全部について非公開とする旨を決定した場合には、傍聴できないものとする。